

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成29年3月28日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県文化・観光部文化局世界遺産センター整備課
電話番号 054-221-3657

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

文世第107号

(2) 契約の目的の名称

富士山世界遺産センター（仮称）ミュージアムショップ・カフェ設置・運営にかかる定期建物賃貸借契約

(3) 賃貸借物件の内容

ア 建物名称 富士山世界遺産センター（仮称）
イ 所在 富士宮市宮町 地内
ウ 竣工年月 平成29年7月
エ 店舗貸付面積 17.14㎡
オ 店舗貸付場所 富士山世界遺産センター（仮称）1階及び5階

(4) 契約の目的の仕様等

別添「富士山世界遺産センター（仮称）ミュージアムショップ・カフェ出店者公募要領」による。

(5) 貸付期間

平成29年12月1日から平成34年3月31日まで（4年4か月）

(6) その他の事項

ア 開館日及び時間 毎日午前9時から午後5時（7月、8月は午後6時）を予定
（ただし、毎月第三火曜日、年末（12月26日～12月31日）及び知事が定める日
（年間10日間程度）は休館の予定）

イ 施設利用者数見込 年間30万人
※推計値であり、実際の来館者数を保証するものではない。

ウ 開館 平成29年12月23日（予定）

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす法人（共同企業体を含む）とする。

(1) 基本条件

平成29年4月1日現在、飲食店の営業及び商品の小売の運営実績が2年以上あり、静岡県内に本店もしくは主たる営業所がある法人であること。（共同事業体を含む）

(2) その他の条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ウ 次に掲げる税の未納がない者であること。

(7) 本店が所在する都道府県の法人事業税及び法人都道府県民税

(4) 消費税及び地方消費税

エ 次の(7)から(8)までのいずれにも該当しないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(4) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(6) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(4) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(8) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

オ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。

5 入札関係書類の配付期間及び配付場所、配付方法

(1) 配付期間

平成29年3月28日（火）から平成29年4月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで

(2) 配付場所

上記2及び申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）

(3) 配付方法

無料で直接配付する。

6 入札参加申込書の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申込書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

平成29年3月29日（水）から平成29年4月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで。

(2) 提出書類

ア 入札参加申込書（兼貸付申込書）（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 役員等名簿（様式第3号）

エ 定款

オ 企業概要（会社の概要がわかるパンフレット等）

カ 事業概要（資本金、従業員数、事業経歴、事業内容等がわかるもの。企業概要に記載されている場合は省略可。）

キ 直近1年間の納税証明書で未納がないことの証明書（本店所在地における法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税。すべて提出日の3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可。）

ク 食品衛生営業許可書の写し（県内で営業しているいずれか1店舗のもの）

ケ 直近2営業年度分の飲食店の営業及び商品の小売の運営実績が確認できる書類（様式任意）

コ 商業登記簿謄本（提出日の3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可。）

サ 印鑑証明書（提出日の3ヶ月以内に発行されたもの。原本に限る。）

シ 長3号封筒（簡易書留料金を含む392円分切手を貼付）

(3) 提出場所

上記2に同じ。郵便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 入札参加資格の確認は、申込書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成29年4月13日（木）までに通知する。

(5) その他

ア 申込書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申込書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申込書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申込書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申込書及び資料は、公表しない。

カ 申込書及び資料に用いる言語は日本語とする。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、平成29年4月18日（火）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、平成29年4月20日（木）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じとする。

8 入札執行の日時、場所等

(1) 入札執行日時

平成29年4月21日（金）午前10時00分

(2) 入札場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館10階第文化・観光部第2会議室

(3) その他

ア 電送及び郵送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所へ持参し、提出すること。

エ 行政財産の貸付期間中の貸付料総額（4年4か月分）について入札する。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札執行回数は、2回を限度とする。

(4) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札金額の100分の5に相当する額以上の金額を、入札執行日時までに県が発行する納入通知書で納入すること。入札保証金には、納付した日から還付を受ける日までの期間に対する利息は付さない。

なお、再度入札となった場合は入札金額が増加するので、その増加分に係る入札保証金を入札時に現金徴収する。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札参加申込書に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格以上、かつ、最高の金額で入札を行った者を落札者とする。ただし、最高金額の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

(7) 契約書の作成の要否

要

9 その他

- (1) 契約成立後、貸付料は各年度ごと指定期限までに県が発行する納入通知書で納入すること。各年度ごとの支払額は4年4か月間（52か月）の月割計算により算出する。
- (2) 落札者は、契約締結前に、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、県が発行する納入通知書で納入すること。

なお、契約保証金の取扱いについては、以下のとおりとする。

 - ア 契約保証金には、納付した日から還付を受ける日までの期間に対する利息は付さない。
 - イ 県は、貸付料、原状回復に要する費用その他の本貸付契約に基づき賃借人が負担すべき一切の債務の弁済に、契約保証金を充当することができる。
 - ウ 賃借人の負担すべき債務への契約保証金の充当は、賃借人からは主張できない。
 - エ 県は、貸付期間の満了又は県からの申出により貸付契約を解除し貸付契約が終了した場合において、貸付物件の明け渡しを受けたときは、速やかに、契約保証金から賃借人の債務を差し引いた額を返還する。
 - オ 賃借人は、県の承認を得ないで、契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権その他の担保に供することはできない。
 - カ 賃借人の都合又は賃借人が義務を履行しないために契約が解除された場合は、契約保証金は県に帰属し返還しない。
- (3) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより県が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (4) 光熱水費等については、ミュージアムショップ・カフェの設置者が負担するものとする。
- (5) 入札参加者は、入札心得及び契約書案等を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (6) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) その他詳細不明の点については、静岡県文化・観光部文化局世界遺産センター整備課（電話番号054-221-3657）に照会すること。